

静岡県建築士事務所協会 × 静岡県

一般社団法人静岡県建築士事務所協会と静岡県は、県内の建築物における県産材の利用促進に連携して取り組むため、「建築物木材利用促進協定」を締結しました。

建築物木材利用促進協定

➤ 建築物の木材の利用に関する構想

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、木造建築物の設計施工に係る技術者の確保や木造建築物の啓発活動等により、静岡県内の建築物における静岡県産材の利用を促進する。

➤ 静岡県建築士事務所協会の構想の達成に向けた取組の内容

- ・木造建築に係る技術者の確保のための研修会の開催
- ・表彰制度などによる、模範となる木造建築物の普及啓発
- ・県や県内の木材供給者との連携を強化し、県産材の積極的な利用に努める

➤ 構想の達成のための静岡県の支援

- ・協会の開催する研修会への参画、表彰制度への支援
- ・県内の木材供給者との交流の場の提供
- ・協会の会員による県産材利用事例のPR 等

協定締結日：令和5年3月28日

協定期間：協定締結日～

対象区域：静岡県

